

無形資産評価の実務シリーズ (1)

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 公認会計士 は せ べ と も い ち ろ う 長谷部 智一郎

1 はじめに

M&Aが企業の成長に不可欠であることが浸透し、M&Aを糧に成長する企業、さらにグローバルにその活躍の舞台を拡大する企業の活動を支えるM&Aに関する会計基準も発展を遂げている。日本においては、国際会計基準の浸透とともに、M&Aにおける買収価格の有形・無形資産への配分手続き（パーチェスプライスアロケーション）が上場企業を中心に定着しつつある。本稿では、無形資産の価値評価に焦点を当て、3回に分けて解説する。

なお、文中の意見にかかわる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社を含むデロイト トーマツグループによる公式見解でないことに留意されたい。

2 パーチェスプライスアロケーション (PPA) の全体像

① M&Aのプロセスと無形資産評価の実施時期

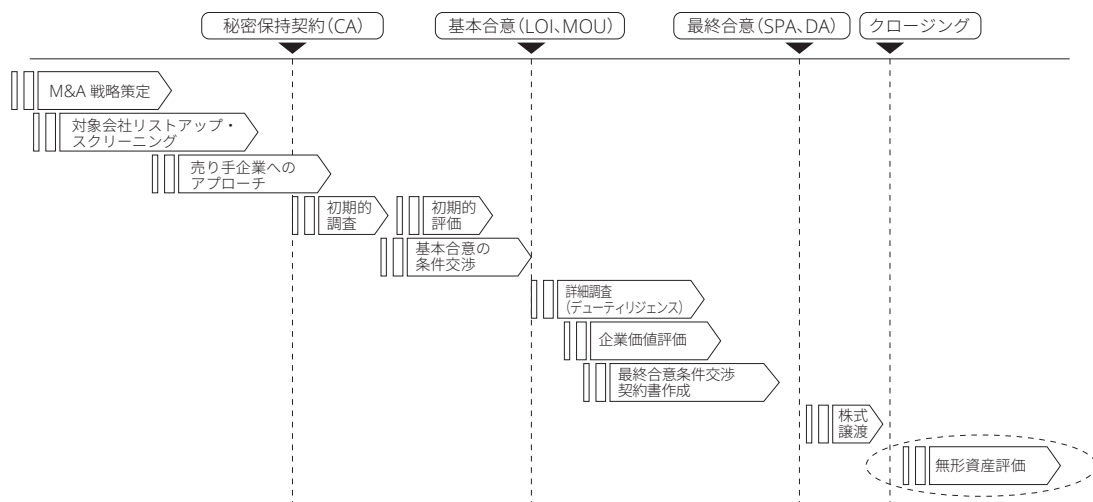
パーチェスプライスアロケーション (Purchase Price Allocation、以下「PPA」という) とは、文字通り取得価額を配分する作業である。したがって、取得価額が確定した後、つまりディールが終わった後に行われ

るのが一般的である。次ページのスケジュールのとおり、一般的なM&Aのプロセスにおいては、ディール後（クロージング後）に行われる作業である。

このことは、同じ価値評価であってもディール前（基本合意の前あるいは最終合意の前）に行われる企業価値の評価とは、大きく異なることを意味する。すなわち、企業価値評価はディールの前に「いくらで取得するか」というビジネス目的から企業価値を計算するのに対し、無形資産評価はディールの後に、確定した企業価値を基に「いくらで計上するか」という会計目的に立ち、これを有形資産、無形資産（無形資産等）に配分する作業であるからである。

なお、次ページのスケジュールのとおり、無形資産評価はクロージング後に作業を開始することが一般的であるが、無形資産償却見込み額をより早く把握し、経営意思決定に役立てるため、最終合意が終わった後、クロージング前の段階で評価作業を開始することも実務的には行われている。クロージング日の貸借対照表等の最終合意時点における未確定の数値を仮置きして作業を開始し、クロージング日後に数値が確定した段階で数値を置き換えることによって無形資産の金額やその償却影響額を早期に把握し予算策定等に役立てようとするものである。

図1 M&Aプロセスのスケジュール



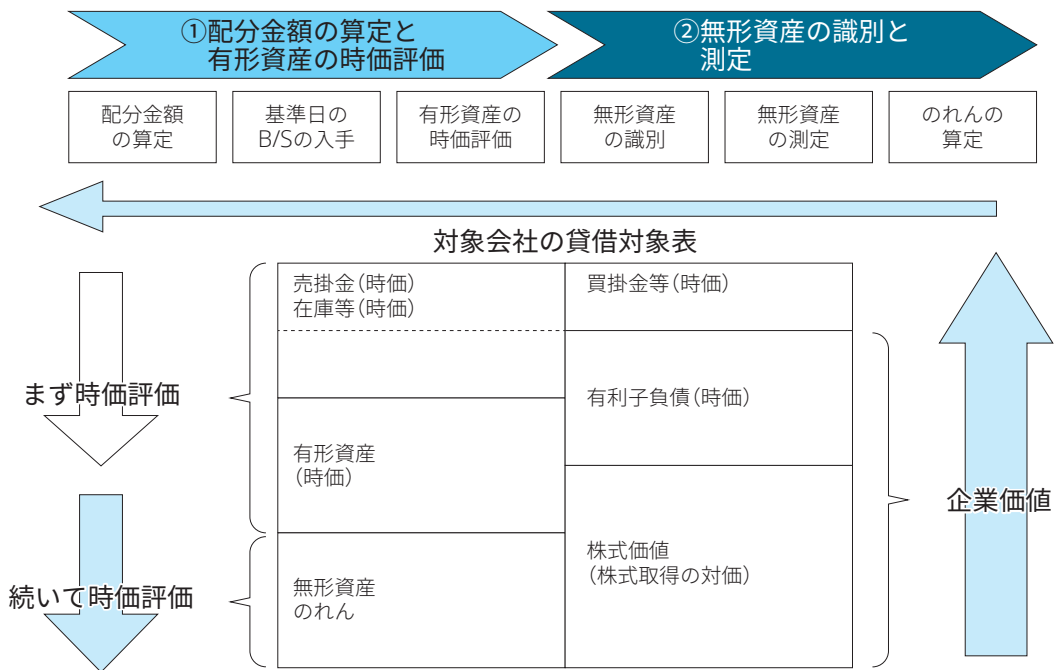
② 無形資産評価の作業スケジュール

無形資産評価実務の手続は大きく分けて2つのステップに分けられる。評価の前段階である①取得価額の算定と有形資産の時価評価、及び②無形資産の認識・測定である。つまり、まず取得価額を算定し、これを有形資産に配分した後で、無形資産を評価するというプロセスを踏む。

1) 配分金額の算定と貸借対照表

通常、無形資産の評価作業はM&Aのプロセスにおけるクロージング日（取得日）以降に行われる。これは、無形資産の評価作業は取得価額を基準日の貸借対照表項目に配分する作業であるため、取得日以降でなければ取得価額と基準日の貸借対照表が確定できないためである。この両者入手することにより、取得価額と総資産の金額との間にどの程度の乖離があるかを把握することになる。

図2 配分金額の算定と貸借対照表



2) 有形資産等の公正価値評価

無形資産の評価作業は、取得した企業価値（買収価格）を各資産に配分する作業であるが、当然のことながら企業価値は、無形資産のみならず、有形資産等（負債を含む）にも配分する必要がある。

PPAを短期間に完了させなければならない状況下においては、無形資産の評価も同時に進めなければならないため、いったん有形資産の評価を帳簿価額などの仮の価格で置き、仮のキャピタルチャージをベースとした無形資産算定評価モデルを組み立てておき、有形資産の公正価値評価が算出され次第、その評価額をベースとしたキャピタルチャージ額を計算して無形資産を算出するという手順が取られることとなる。

3) 無形資産評価の手続

無形資産の評価作業は、大きく分けて無形資産の①認識と②測定という2つのステップを通して行われる。「認識」とは対象会社が有する無形資産は何かを把握する作業であり、「測定」とはその把握された無形資産の金額

を算定する作業である。

a. 認識

国際会計基準、米国会計基準では、一般に以下のいずれかの規準をみたすものを無形資産として認識することが要求されている。

- 契約法律規準：契約又は法律上の権利によって生じる資産
- 分離可能性規準：分離・分割が可能で、売却、譲渡、ライセンスの付与、貸与又は交換が可能な資産（その意思が実際にあるかどうかは問われない）

一方で日本の「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）では、受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれる場合には、当該無形資産は認識可能なものとして取り扱う、とされており、分離可能性規準を重視している。

また、上記の規準を満たす無形資産の例としてASC805-20-55-2～5及びIFRS3、B32-34では以下を列挙している。

マーケティング関連無形資産	商標、商号	*1
	役務標章、団体標章、証明標章	*1
	トレードドレス（独自の色・形・パッケージデザイン等）	*1
	新聞のマストヘッド	*1
	インターネット・ドメイン名	*1
	競争避止協定	*1
顧客関連無形資産	顧客リスト	*2
	受注残	*1
	顧客との契約及び関連する顧客との関係	*1
	契約に拠らない顧客との関係	*2
芸術関連無形資産	演劇、オペラ、バレエ	*1
	書籍、雑誌、新聞、その他著作権	*1
	作曲、作詞、CM用楽曲等	*1
	絵画、写真	*1
	動画、音声を伴う映像作品等	*1
契約に基づく無形資産	ライセンス、ロイヤルティ、スタンドスティル契約	*1
	広告、建設、管理、役務・商品納入契約	*1
	リース契約	*1
	建設許認可	*1
	フランチャイズ契約	*1
	営業許可、放映権	*1
	利用権（採掘、採水）	*1
	サービス契約（抵当回収契約等）	*1
	雇用契約	*1
技術に基づく無形資産	特許権を取得した技術	*1
	ソフトウェア、マスクワーク	*1
	特許権申請中・未申請の技術	*2
	データベース	*2
	企業秘密（秘密の製法、工程等）	*1

*1：契約法律規準を満たす無形資産

*2：分離可能性規準を満たす無形資産

具体的に上記の規準を満たす無形資産を認識するうえで、留意すべき事項は何であろうか。それはまず、買い手はなぜ対象会社を買収したのかという点である。換言すれば、買い手は対象会社の何を買ったのか、技術か、顧客・販売網か、又はブランドなのか、無形資産評価は実務上、そうした対象会社の強みがどこにあるのか、という点からスタートする。

また対象会社に対してのインタビューを通じて会社の強みは何であるか、バリュードライバーは何か、キャッシュ・フローの源泉は何か、ないしは具体的にどのような無形資産を保有しているかを詳細に把握するという作業も重要である。その際、次項で述べる測定の作業に用いることができる資料としてどのようなものを対象会社が保有しているかについても把握する必要がある。

b. 測定

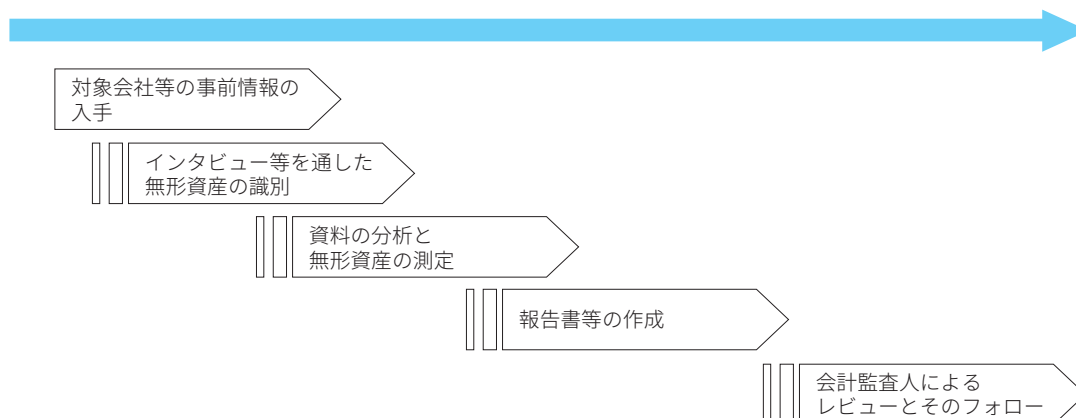
認識された無形資産の測定は、次章以降で述べられる

無形資産の評価方法を駆使して行われるが、その際に考慮すべき重要な点は、対象会社はその測定に必要な資料・データを必ずしも保有していないという点である。このため、代替可能なデータを用いて、一定の仮定を置いて測定する場合が少なくない。その意味で、前項のインタビューにおいて、会社の強みが何であるのかを把握する際に、それを測定するためのデータとしてどのようなものを保有しているかという点もあわせて把握することが重要である。このことは、無形資産の認識をしながら、どのように測定するかという点まで考慮に入れながら作業を進める必要があることを意味する。

4) 実際の作業スケジュール

対象会社の大きさやその他の要因に左右されるが、無形資産の評価作業の大まかな流れは以下のとおりである。

図4 作業スケジュール



③ 会計監査人によるレビュー

無形資産等の評価の結果は、会計監査人によるレビューを受けることになる。会計監査人は関与先の財務諸表の適正性について意見を表明する立場にあるため、貸借対照表に無形資産等が計上されているならば、その数値の適正性等をチェックする必要がある。その過程で、評価報告書等の算定過程のレビューと評価者に対する質問等がなされることになる。

無形資産等及びのれんの金額の算定は会計処理のために行われるものであるため、算定結果を会計監査人が受け入れられなければ、その数値は何の意味も持たないことになる。したがって、無形資産等の評価にあたっては、常に会計監査人を意識して作業を実施する必要がある。

例えば、無形資産等の評価基準日をいつとするか、認識する無形資産の評価アプローチは妥当か、有形資産について帳簿価額をもって公正価値とみなしてかまわないか、耐用年数は妥当か、無形資産の価値を計算するうえでどの事業計画を用いるかなどの論点を意識して作業を実施する。場合によっては会計監査人にあらかじめ相談し、事前の了解を得ておくことも、後々に生じ得る問題を回避するうえで重要であるといえる。

今回は、無形資産の定義、及び評価方法について解説する。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 US/米国会計基準

<http://www.deloitte.com/jp/us>

Heads Upニュースレター

デロイト米国事務所が最新の会計・開示情報や規制動向について解説するニュースレター（随時発行・日本語翻訳も掲載）

EITF Snapshotニュースレター

発生問題専門委員会（EITF）ミーティングについて解説したニュースレター。原則、EITF ミーティング（2カ月毎）開催後に発行（重要なテーマについては、日本語翻訳を掲載）

Accounting Roundupニュースレター

- － 米国の会計基準の要約及び関連資料へのリンクを掲載するニュースレター（月次、四半期、年次で発行。特別版は随時発行）
- － FASBとIASBの共同プロジェクト及びFASBの単独プロジェクトの動向をまとめた特別版は、日本語翻訳も掲載

Audit Committee Briefニュースレター

米国の会計・監査について、監査委員会が知っておくべき情報を解説したニュースレター（月次発行・日本語翻訳も掲載）

その他

- － デロイト米国事務所が発行した、「SEC Comment Letters（米国登録会社に関するSECコメント・レター）」等の重要なニュースやスペシャル・レポート等を掲載

お問合せ先 監査ERS審査室（監査国際） Tel:03-6213-1110 E-mail:jp_us_contact@tohmatu.co.jp